

### 代理権目録（生前事務の委任契約）

- 1 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）その他の関連福祉サービス利用契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 2 要介護認定の申請及び認定に対する承認又は審査請求
- 3 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入所契約等を含む。）の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 4 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に対する審査請求
- 5 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 6 甲に帰属するすべての財産（増加財産を含む。）並びにその果実の管理、保存
- 7 金融機関とのすべての取引
- 8 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
- 9 日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入等に関する事項
- 10 贈与若しくは遺贈（負担付の贈与若しくは遺贈を含む。）の受諾又は拒絶
- 11 保険契約の締結、変更、解除、解約並びに保険金の受領
- 12 登記済権利証・登記識別情報、実印・銀行印、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、健康保険証、介護保険証、建物賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項
- 13 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書、その他の行政機関の発行する証明書の請求並びに受領に関する事項
- 14 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、裁判外の和解・仲裁契約並びに行政機関に対する不服申立て及びその手続の追行
- 15 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授権すること
- 16 以上の各事項に関する復代理人の選任、事務代行者の指定
- 17 以上の各事項に関する一切の事項

以上

## 代理権目録（任意後見契約）

- 1 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）その他の関連福祉サービス利用契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 2 要介護認定の申請及び認定に対する承認又は審査請求
- 3 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入所契約等を含む。）の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 4 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に対する審査請求
- 5 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 6 甲に帰属するすべての財産（増加財産を含む。）並びにその果実の管理、保存、処分
- 7 金融機関とのすべての取引
- 8 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
- 9 日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入等に関する事項
- 10 贈与若しくは遺贈（負担付の贈与若しくは遺贈を含む。）の受諾又は拒絶
- 11 保険契約の締結・変更・解除、解約並びに保険金の受領
- 12 登記済権利証・登記識別情報、実印・銀行印、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード、個人番号（マイナンバー）通知カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、健康保険証、介護保険証、建物賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項
- 13 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書、その他の行政機関の発行する証明書の請求並びに受領に関する事項
- 14 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、裁判外の和解・仲裁契約並びに行政機関に対する不服申立て及びその手続の追行
- 15 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項について授権すること
- 16 以上の各事項に関する復代理人の選任、事務代行者の指定
- 17 以上の各事項に関する一切の事項

以上

別紙 3

### **同意を要する特約目録**

任意後見契約の発効後、乙が以下の行為を行う場合は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 甲所有の不動産につき、売却賃貸等の処分を行うこと

以上